

板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱

平成 30 年 3 月 23 日区長決定

(令和 3 年 4 月 1 日一部改正)

(目的)

第 1 条 この要綱は、公益財団法人日本骨髄バンク（以下「財団」という。）が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞提供者（以下「ドナー」という。）となった者及びドナーが従事している事業所に対し、板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することにより、骨髄・末梢血幹細胞移植の更なる推進及びドナー登録者の増加を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第 2 条 交付対象者は、次の各号に定めるものとする。（ただし、同種の奨励金を受けている者を除く。）

- (1) 財団が実施する骨髄バンク事業において骨髄・末梢血幹細胞の提供を完了した時点で、板橋区に住民登録があり、これを証明する書類の交付を受けた者
- (2) 前号に規定する者（個人事業主を除く。）が従事している国内の事業所（国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）

(奨励金の額)

第 3 条 奨励金の額及び上限日数並びに対象となる通院等の内容は、別表に定めるとおりとする。

2 奨励金の交付については、予算の範囲内で行うものとする。

(交付申請)

第 4 条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第 2 条第 1 号の交付対象者にあつては板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付申請書（ドナー用）（様式第 1 号）に、同条第 2 号の交付対象者にあつては板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付申請書（事業所用）（様式第 2 号）に、それぞれ必要な書類を添付して区長に提出しなければならない。

(申請期限)

第 5 条 奨励金の交付申請の期限は、骨髄等の提供に要した入院又は通院の期間の最後の日から 1 年以内とする。

(交付決定)

第 6 条 区長は、第 4 条の規定による申請を受けたときは速やかに内容の審査を行い、交付の決定をしたときは板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付決定通知書（様式第 3 号）により、不交付の決定をしたときは板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金不交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知しなければならない。

(交付請求)

第7条 前条の規定による交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付請求書（ドナー用）（様式第5号）又は板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付請求書（事業所用）（様式第6号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく奨励金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 区長は、交付決定者が虚偽その他不正な手段を用いて奨励金の交付を受けた場合は、奨励金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(返還)

第9条 区長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、既に奨励金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第10条 交付決定者は、前条の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取り消され、補助金の返還を命じられたときは、当該命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の受領額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

2 交付決定者は、補助金の返還を命じられたにもかかわらず、これを納付期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じその未納額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(延滞金の計算)

第11条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(準用)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、東京都板橋区補助金等交付規則（昭和42年東京都板橋区規則第3号）の定めるところによる。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、健康生きがい部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、第5条の骨髄等の提供に要した入院又は通院の期間の最後の日がこの要綱の施行の日以後のものについて適用する。
- 3 この要綱の一部改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

骨髄・末梢血幹細胞提供のための通院等の内容	奨励金の額	
	ドナー	ドナーが従事する事業所
健康診断に係る通院	1日につき 2万円	1日につき1万円
自己血貯血に係る通院		
骨髄・末梢血幹細胞の採取に係る入院		
財団が必要と認める通院・入院及び面接		

※通院等の内容にかかわらず、奨励金の交付は通算7日を上限とする。

年 月 日

板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付申請書（ドナー用）

（宛先）板橋区長

申請者 住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

骨髄バンク事業において、骨髄等の提供を完了しましたので、板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱第4条の規定により、板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金の交付について、次のとおり申請します。

なお、申請項目について板橋区が住民基本台帳により確認することに同意します。

ド ナ ー	フリガナ		生年月日	年 月 日生
	氏名			
	骨髄提供時の住所	板橋区 (日中に連絡をとることができる電話番号) 電話 ()		
	対象期間	年 月 日から 年 月 日まで (日分)		

〈添付資料〉

- 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供がわかる証明書
(骨髄等の提供に要した入院または通院の日数を確認できるもの)
- 本人確認ができる書類

年 月 日

板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付申請書（事業所用）

（宛先）板橋区長

申請者 住所 _____
事業所名 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

骨髄バンク事業において、下記ドナーが骨髄等の提供を完了しましたので、板橋区骨髄移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱第4条の規定により、板橋区骨髄移植ドナー支援事業奨励金の交付について、次のとおり申請します。

事業所の名称 及び所在地	名称		
	所在地		
ドナー氏名及 び骨髄提供時 の住所	氏名	生年月日	年 月 日生
	住所		
対象期間	年 月 日 から 年 月 日まで (日分)		

〈添付資料〉

- 個人情報の提供に係るドナーの同意書(様式は任意)
- 公益財団法人日本骨髄バンクが発行する骨髄等の提供がわかる証明書
(骨髄等の提供に要した入院または通院の日数を確認できるもの)
- ドナーとの雇用契約を証明できるもの
- 事業所（会社）所在地が確認できる書類

様式第3号（第6条関係）

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金について、下記のとおり交付の決定をしたので、板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱第6条の規定により通知します。

記

申請者氏名 又は事業所名	
住 所 又は所在地	
交付決定額	円

様式第 4 号 (第 6 条関係)

板 第 号
年 月 日

様

板橋区長

板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金について、下記の理由により交付しないことに決定したので、板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱第 6 条の規定により通知します。

記

申請者氏名 又は事業所名	
住 所 又は所在地	
不交付の理由	

年 月 日

板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付請求書（ドナー用）

（宛先）板橋区長

請求者 住所 _____
氏名 _____
電話 _____

板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

私が受領する板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金については、下記指定口座に振込みを依頼します。

金融機関	コード				コード				預金種別	口座番号				
		銀行・信用金庫・信用組合・農協				本店・支店・出張所				1 普通 2 当座				
フリガナ														
口座名義														

- 注 (1) ゆうちょ銀行に振り込みをご希望の方は、必ず郵便局で通帳に口座振込用の店名・口座番号の印字を受け、その番号を記入してください。
(2) 口座名義は請求者氏名と同一とする。
(3) 口座番号は右づめで記入してください。

板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付請求書（事業所用）

（宛先）板橋区長

請求者 住所 _____
事業所名 _____
代表者氏名 _____
電話番号 _____

板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金交付要綱第7条に基づき、下記のとおり請求します。

記

請求金額								円
------	--	--	--	--	--	--	--	---

当事業所が受領する板橋区骨髓移植ドナー等支援事業奨励金については、下記指定口座に振込みを依頼します。

金融機関	コード				コード				預金種別	口座番号				
		銀行・信用金庫・信用組合・農協				本店・支店・出張所				1 普通 2 当座				
フリガナ														
口座名義														

- 注 (1) ゆうちょ銀行に振り込みをご希望の方は、必ず郵便局で通帳に口座振込用の店名・口座番号の印字を受け、その番号を記入してください。
(2) 口座については、事業所の口座を指定してください。
(3) 口座番号は右づめで記入してください。